第六十八条　（略）

②　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

二　（略）

第七十三条　（略）

②　法第五十八条第三項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　当該中毒が別表第十九に掲げる病因物質に起因し、又は起因すると疑われるとき

四～六　（略）

（公衆浴場法施行規則の一部改正）

第二条　公衆浴場法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、第三号から第五号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。	**第一条**　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨	（新設）

第六十八条　（略）

②　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　戸籍謄本

二　（略）

第七十三条　（略）

②　法第五十八条第三項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　当該中毒が別表第十七に掲げる病因物質に起因し、又は起因すると疑われるとき

四～六　（略）

第二条　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

二　（略）

（旅館業法施行規則の一部改正）

第三条　旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、法第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者（以下「営業者」という。）が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、第三号から第五号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。	**第一条**　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その営業施設所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨	（新設）
2　前項の申請書には、営業施設の構造設備を明らかにする図面を添付しなければならない。ただし、営業者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り、当該図面の添付を省略することができる。	2　前項の申請書には、営業施設の構造設備を明らかにする図面を添付しなければならない。